

扶養する「子ども」の数について

扶養する「子ども」の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点における税情報を日本学生支援機構が確認をします。例えば、2025年4月に大学等へ進学し、申請手続きを行う場合、2023年12月31日時点の情報により扶養する子供の数を確認します。

●申告できる「子ども」の対象者は、生計維持者（原則申込者の父母）のそれぞれが住民税の扶養親族としている人の合算です。ただし、以下の人は扶養親族であっても対象外となります。

- ・配偶者
- ・尊属の人（申込者の祖父母）
- ・生計維持者よりも年長の人（申込者の父又は母が扶養している父又は母の兄・姉等）

●2023年12月31日時点で3人以上の「子ども」が同時に扶養されている必要があります。3人兄妹でも2023年12月31日時点で1人が扶養を外れている場合は多子世帯にはなりません。

●2024年1月1日～2025年3月31日の期間中に「新たに生まれた子等」（※）については、「子ども」の数に加えることができます。該当する場合は大学に申告してください。
※生計維持者の実子(出生による)、里子(里親委託による)、特別養子(特別養子縁組による)

●3人以上同時に扶養されていても、**申込者本人が扶養されていない場合は支援対象になりません。**

●大学院生は、「高等教育の修学支援制度」の対象にはなりません。大学院生も扶養される「子ども」の数には含まれます。なお、きょうだいである大学院生が、一定の収入を超えた場合は扶養から外れることから、扶養する「子ども」としてカウントができなくなります。

●留年した場合、本人の支援は対象外となりますが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。

※文部科学省のFAQはこちら

[令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ](#)

